

2022年1月25日

はらメディカルクリニック

院長 宮崎 薫 先生 御侍史

日本産科婦人科学会 理事長 木村 正

倫理委員会委員長 三上幹男

同副委員長 鈴木 直

弁護士 平岩敬一

貴院よりの「当院における提供精子による生殖補助医療の実施要項改変のご報告」を受けて

日頃より日本産科婦人科学会（以下本会）に対してご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。貴院よりの報告を受けて、本会の考え方を示します。

貴院からの報告によると、「本来であれば法整備を待ち、御学会が提案している公的管理運営機関の設置を待ち、出自を知る権利を含め問題点の解決が示されてから提供精子による体外受精・顕微授精を開始することが望ましいことは重々承知しております」と書かれております。本会は、まさに先生がご指摘のように考えております。精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を実施するための制度の整備は国の機関においてなされるべきものですが、現在はその制度設計は未整備の状態にあります。したがって、現在、国において議論がなされている事情も踏まえ、本会ならびに本会会員は平成13年1月17日付厚生労働省母子保健課課長から本会会長宛の依頼文書を尊重して行動するべきと考えます。

以下に懸念される点を列挙いたします。検討いただければ幸いです。

1. 生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解

(<http://fa.kyorin.co.jp/jsog/readPDF.php?file=73/8/073080915.pdf#page=2>) によると、

4. 実施施設が設置すべき委員会

- 1) 倫理委員会 ① 「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究」、「提供精子を用いた人工授精」、ならびに「医学的適応による未受精卵、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存」を実施する施設は、自医療機関内に倫理委員会を設置し承認を得る、とあります。ぜひとも、貴院の倫理委員会にて、その実施の検討をいただければと考えます（症例ごとの実施についてでなく、貴院の実施要項に基づく実施についてです）。また、他施設の精子バンクという記載がありますが、このバンクが営利目的での精子提供の斡旋もしくは関与または類似

行為（民間精子バンクなど）ということに該当するのであれば、これは見解上認められておりません。本会では、提供精子をどのような方法で集めるのか、そして保管し、必要とするクリニックに配付するか、そして保管の期限など、これらはすべて前述の国の機関または公的機関においてなされるべきものであり、一民間施設が議論して決めて、そして実践する、ということは想定しておりません。また、貴院で施行予定の提供精子による体外受精・顕微授精も見解上、認められておりません。

本会の見解は、生殖補助医療を行う上で会員が守るべきルールとして総会で決議し、社会に向けて公表し、全会員に対してこの見解を厳重に遵守するよう要望しております。また、見解を遵守しない会員に対しては、速やかにかつ慎重に状況を調査し、その内容により定款に従って適切な対処を行うことを総会決議としております。以下の指摘の点も含めて貴院の倫理委員会で実施についての議論を行っていただくことを切望いたします。本会の見解で ART 医療施設に倫理委員会設置を義務付けているのは、倫理委員会の承認によって、貴院で実施される医療行為が倫理的に妥当な考え方、方法で行われていることが保証される、あるいは貴院の倫理委員会はそのことを保証する責を負うという考え方により設置を施設認定の条件にしております。

特に懸念されることは、他施設の精子バンクを使ってということですが、身元の確認をどうするのか、提供者の生死の確認（提供者の死後の生殖に関する議論は日本では未だなされていません）、将来の出自に関する情報公開の同意が取れているのか、などを検証する責任は全て貴院にあり、それを認めた倫理委員会にあるということでもあります。将来の公的機関への移管を書いておりますが、本会の見解では現状で認められていない行為を行った施設の情報や責任を、引き受けてくれる保証はどこにもないと考えられます（以下 3 も参照）。

2. 多くの患者に対して AID を実施している貴院において、法整備、公的管理運営機関の設置を待てない患者様がおられることも理解できます。しかし一方で、2020 年 12 月 11 日に公布された、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和 2 年法律第 76 号）によれば、「第三条 生殖補助医療の適切な提供等を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項については、おおむね二年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする」とあります。現在は、貴院で実施予定の医療行為は議論が行われている真っ最中であると思われま

貴院での取り組みは、日本国憲法第十三条にある、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」に基づくとも解釈されますが、その条文中の、公共の福祉

とは、個人の個別的利益に対して、多数の個々の利益が調和したところに成立する全体の利益をさす、と解釈されており、そのうえで、幸福追求権は初めて尊重されるものであるとも考えられます。つまり、一個人の利益のみでなく、全体のバランスをとることも考えなくてはならないことではないかとも思われます。

3. もしも実施された場合に懸念される点として、貴院より送付された「提供精子による生殖補助医療の実施要項」の4頁下段右に、「国における公的な管理運営機関の設置後は、当院における提供精子に関する情報を同機関に移管する」と記載がありますが、現状では本会からの「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する提案書」

https://www.jsog.or.jp/modules/news_m/index.php?content_id=1025 を生殖補助医療の在り方を考える議員連盟に提出したのみであり、まだ検討中であると聞いております。まだ未確定な機関に将来のことを託すのは無責任ではないでしょうか？

4. 追加

貴院で計画されている臨床行為について、必要とする患者さん、そして本邦での実施についてできるだけ早くと考えている生殖補助医療施設が多数あることは、学会でも承知しております。法整備を待ち公的管理運営機関の設置を待ち、出自を知る権利を含め問題点の解決が示されてから提供精子による体外受精・顕微授精を開始することで、必要とする患者さんへの適切な医療行為が適切な公的ルールに基づいて生殖補助医療施設で行われることで、以下の大原則が守られることと考えております。

- 生まれてくる子の福祉を優先する。
- Reproductive Health/Rights を守る。
- 人間の尊厳を守る。
- 優生思想を排除する。
- 安全性に十分配慮する。
- 商業主義を排除する。

本会は、第三者の関わる生殖補助医療の実施について規制するのではなく、必要とされる法整備、公的管理運営機関の設置、実施施設の認定などについて、専門の学術研究団体として国に求めてゆく立場にあることをご了承ください。

以上